○農林水産省告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字高サレ七三四、字タカザン一七四七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市上林字大口道東乙九〇七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大口道東乙九〇七の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府綾部市位田町岩井一一二の三、一一四、一一四の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字所野三三九三、三三九四の一、三三九四の二、三四〇二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字所野三三九三・三三九四の一・三四〇二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字立田九二三の一・九二三の二・九二四・九五〇・九六三・九六五の一・九六五の二・九六六・字大山口二二四五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県中新川郡上市町浅生字桑ケ平一二六（次の図に示す部分に限る。）、一二七の一から一二七の四まで、一二八の一、一二八の二、字耕地三、七の一、字吉谷二の一から二の三、八、字嶽ケ二の一、三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町佐崎字懸橋五、七、八、八の一、八の二、一一、字上野九二、九四の一、字岸ノ前二一〇の一、二一〇の四、字屋敷三三五、三三六、字睦久目三五一の一、三七六の一、三八三の一、字背戸山三四四、三四五、三八五の一、三九三、三九三の一、三九四の一、三九七、三九七の一、三九八、三九九、三九九の一、四〇〇、四一三、四一六の一、四一七、四一七の一、四一八、四二一、四二一の一、四二二、四三九、四四〇、四四二の一、四四二の二、四七六、字西ケ谷四二四の二、四二四の六から四二四の九まで、四二四の一四、四二四の二六、四二四の三二から四二四の三五まで、四二四の三八、四二四の四五、四二四の四七、四二四の五〇から四二四の五四まで、四二四の六〇、四二四の六九、四二四の七〇、四二四の七三、四二四の七五、四二四の八七、四二四の九一から四二四の九四まで、四二四の九六、四二四の九九から四二四の一〇三まで、字西ケ谷口四二七の一から四二七の六まで、字背戸山平四四三の一、四四四、字丸山四六八、字大杉原四八四の七から四八四の九まで、四八九、四九一の一、四九二、字深サコ山四九四、四九四の一、四九四の二、四九四の五、四九五、四九五の一、字上野平五二〇、字上エノ山五二一、字宮ノ背戸五三三、五三三の一から五三三の三まで、字亀ノ甲山五三四の二、字壱本木五三五の一から五三五の三まで、字清水谷五四九、五五〇、字上河原山六一九、